

学校の部活動に係る方針

令和8年4月 部活動委員会

1 策定の趣旨等

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や練習時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮することが重要である。

また、国や道の学校における働き方改革の趣旨に基づいて、教員が部活動指導に過度の負担を感じることなく、健康で生き生きとやりがいをもって部活動を合理的でかつ効率的・効果的に行うことが大切である。

本校では学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、道の方針や、令和8年4月改定の「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立光陽中学校部活動に係る方針」を策定し、部活動の充実を図り、生徒の健全な育成に努めることとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

- | | | | |
|----------|---------|--------------|----------|
| ①野球部 | ②陸上部 | ③男子バスケットボール部 | ④バドミントン部 |
| ⑤ソフトテニス部 | ⑥マンドリン部 | ⑦美術部 | |

※合同チームの編成にあたっては管理職に相談し、所属する生徒及び保護者の理解を得た上で、合同チームを編成できる学校を検討する。

活動にあたっては、生徒と顧問の負担が過度にならないことを考慮しながら、活動時間や内容等、関係する学校との十分な協議を行う。

(移動時間については活動時間には含めないが、実施回数に配慮する。)

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置する。

〒078-8233 旭川市豊岡3条1丁目3番5号 旭川市立光陽中学校
TEL 0166-31-9177 FAX 0166-31-9178
E-mail postmaster@kouyou.jhs.asahikawa-hkd.ed.jp
担当 教頭 藤井 宏二

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、「年間活動計画」(様式1参照)並びに毎月の「活動計画及び活動実績」(様式2参照)を作成し、校長に提出する。また、計画を変更する場合はあらかじめ校長の承認を得る。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、可能な限り、複数顧問の配置による指導、運営及び管理体制を構築する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議）を定期的に設ける。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動の実施に当たっては、学校保健安全法を踏まえ、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。

4 適切な休養日と活動時間の設定及び指導上の配慮事項

① 休養日の基準

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・休養日には、学校で行う朝練習や自主練習は行わない。

② 長期休業中及び連休中の休養日の設定

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。
 - ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合には、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
 - ・活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。
- ※マンドリン部については、学校祭、研究大会、地域行事への参加等も大会と同様の扱いとする。

④ 定期試験等への対応

- ・定期テストの少なくとも3日前から部活動休養日とする。また、朝練習や自主練習も中止とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前からは部活動休養日とする。また、朝練習や自主練習も中止とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、週2日の部活動休養日とすることができる。

⑤ 指導上の配慮事項

- ・生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ・指導の目的や指導の内容、方法等、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、顧問と生徒の信頼関係を構築する。
- ・体罰及び不適切な行為等を厳に戒め、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は絶対に行わない。
- ・生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。
- ・部活動内における暴力行為やいじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりに配慮する。
- ・女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導する。
- ・障害のある生徒の参加において、一人一人の発達の状況等に応じた配慮を行い、生徒同士の交流の場を工夫するなど、部活動等を通じて、障害のある生徒の自己有用感や自己肯定感を高める指導に努める。

⑥ その他

- ・この方針は、国や道の動向、市教委のガイドライン改定を注視し、必要に応じて見直しを行う。